

北信圏域に「新型コロナウイルス特別警報 | 」を発出します

北信圏域において陽性者の確認が相次いでおり、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態であると認められることから、同圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報I」を発出します。

1 趣旨

北信圏域については、4月 14 日に感染警戒レベルを4に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出しましたが、その後、感染状況が一定程度落ち着きを見せたことから、5月 10 日に感染警戒レベルを3とし「新型コロナウイルス警報」に切り替えたところです。しかし、その後新規陽性者数は再び増加し、直近1週間(5月 10日~16日)では17人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、複数の感染経路不明な事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」であると認められます。

したがって、**北信圏域の感染警戒レベルを4**に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I 」を発出します。

2 北信圏域における県の対策強化について

別紙1のとおり

3 県民及び事業者の皆様へのお願い

北信圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、感染拡大地域との不要不 急の往来をできるだけ控えることなど、別紙2「『**医療警報』発出中、特にお願いしたいこと**」に沿った対応を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越 えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を 一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。 県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。



長野県 危機管理部

消防課 新型コロナウイルス感染症対策室

(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩 電話 026-232-0111 (内線 4705)

FAX 026-233-4332

北信圏域における県の対策強化について

北信圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。北信圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いします。

(特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)に基づき実施するものです。)

(県民の皆様への協力要請)

- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

(事業者の皆様への協力要請)

- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ④ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底を働きかけます (積極的な検査等の実施)
- ⑤ さらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します
- ⑥ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します
- ① 会食における感染防止策の徹底について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項) 会食については、信州版「"新たな会食"のすゝめ」の遵守をお願いしているところですが、北信圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第24条第9項)

北信圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します (特措法第24条第9項)

北信圏域の事業者の皆様に、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

④ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底を働きかけます

職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底するよう働きかけを行います。

また、特に休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるとされており、休憩室、 喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう、さらに、在宅勤務・テレワーク、時差出 勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう、事業者に重ねて働きかけを行います。

⑤ さらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します

疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、集団発生の事例が生じた場合は従業員やその家族などの接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。また、クラスター対策チーム (CCT-Nagano) を機動的に派遣します。

⑥ 高齢者施設等における定期的な自主検査を支援します

重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を抑制するため、高齢者施設等の設置者が従業 員等を対象として自主的に行う検査を支援します。

「医療警報」発出中、特にお願いしたいこと

令和3年5月10日

感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている**変異株**が県内においても5割を超えて確認されるなど、従来株からの置き換わりが進んでいます。また、改めて緊急事態宣言が発出されるなど、全国的な感染の拡大は継続しています。

このような厳しい状況下ではありますが、県としては、医療提供体制への負荷を下げ、 社会経済活動を段階的に回復させることを目指し、県民の皆様とともに目標を掲げて全 力で取り組みます。

県民の皆様におかれましても、改めて、次の点にご協力をお願いします。

長野県知事 阿部 守一

- 1 人との接触機会をできるだけ減らしてください。高齢者、基礎疾患がある方は 特に慎重な行動をお願いします。
 - 混雑している場所や時間は避けて
 - ・ 大人数での会食や会合は控えて
 - マスクは正しく着用を(鼻を覆い、できるだけ隙間なく)
 - マスクを着けていても人との距離は最低1メートルの確保を
 - ・ 密閉、密集、密接を避け、「0(ゼロ)密」で(室内においては換気の徹底を)
 - ・ 職場では、在宅勤務・テレワーク、時差出勤、休憩時間の分散化の推進を
- 2 県外への訪問や帰省等の往来については、慎重に検討をお願いします。特に感染拡大地域*との不要不急の往来はできるだけ控えてください。
 - ※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。
 - 往来の必要性についてご家族などと相談を
 - ・ どうしても往来が必要な場合は、会食などのリスクの高い行動は避けて
- 3 重症化予防と感染拡大防止のため、早期発見、早期対応に努めてください。
 - ・ 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等の風邪症状がある場合は外出せず、速や かにかかりつけ医等に相談を
 - ・ 感染拡大地域と往来された方、人混みや密な環境にいた方、普段一緒にいない方と 接触した方などは特に丁寧な健康観察を
- 4 飲食店をご利用の際は、「信州版"新たな会食"のすゝめ」を守っていただき、 「新型コロナ対策推進宣言」を実施している店舗をご利用ください。
 - 現在、新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただく「信州の安心なお店」認証制度を進めていますので、ご利用をお勧めします。

目標:全圏域の感染警戒レベル3以下(Ⅰ週間当たりの新規陽性者数概ね100人未満)

かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満

時期:5月31日までに実現

新型コロナウイルス感染症は、注意をしていても誰もが感染する可能性があります。 患者・陽性者や医療従事者、感染拡大地域等に滞在していた方、県外から長野県に来 られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願 いします。